

09 賃金確定 区長会の最終提案に対する判断について

これまでの経過

2009年賃金確定闘争は、世界的な金融不安や景気の後退、日本経済も先行きが不透明となり、自治体財政に与える影響も懸念される中での闘いとなった。公務員給与水準を低く抑えようという意図的な攻撃が続く情勢下、単組として自らが担う四度目の賃金確定闘争は、組織の力量が問われる闘いでもあった。

特別区人事委員会が10月8日に行った職員給与に関する勧告は、2003年以来6年ぶりに月例給・一時金ともに引下げるというもので、勧告が実施されれば特別区職員に与える影響は測り知れない程の厳しい内容であった。

一昨年の賃金確定闘争において、我われは現業（業務）職給料表の平均9%の給与水準の引下げという提案に対し、苦渋の判断で妥結に至った。懸案となっていた事業関係の統一交渉について、解決に向けた区長会側の前向きな姿勢や現給保障を担保させたこと等、総合的に判断をしたものである。現給保障がされたとは言え、その結果、勤務評定が良くても、昇任・昇格しても、事実上給与処遇に反映されないこととなり、職場は失望感と無力感に覆われることとなった。

わが組合は「取られたものは取り返す」という気概で、現業（業務）職給料表のあり方の改善を区長会側に求めることを今期確定闘争の主要課題と位置付けた。具体的な要求として、「① 現業（業務）職給料表を早急に提示し、具体的な協議を行うこと ② 現業（業務）職給料表作成にあたっては、清掃業務の特殊性・困難性を考慮し作成すること ③ 保障額表から現業（業務）職給料表への切り替えを行い、切り替えにあたっては保障額表の額と同額または直近上位に切り替えること。また、現業（業務）職給料表の全ての号給で号給増設を行うこと」以上の3点を『09 勧告後の要求』項目に含めることを10月16日に開催した第1回中央委員会で確認。10月20日の第2回団体交渉で区長会に提出、現業（業務）職給料表のあり方の改善を求める要求は、今期確定闘争の主要な争点となった。

11月4日の全電通会館における第一波総決起集会を皮切りに、11月5日から11月13日にかけて実施された第二波にあたる各地連別の決起集会と各ブロックの役員区長への要請行動。11月16日の区政会館における区長会総会での要請と座り込み行動。11月17日の江戸川区総合文化センターでの第三波総決起集会と区長会会長への要請行動、等々を組織の総力を挙げて精力的に取り組んできた。

職場では、全組合員及び家族による署名やステッカー闘争、適時の職場報告集会等が取り組まれ、ストライキ権批准投票は86.33%という高率で確立された。

最大の争点となった「保障額表から業務職給料表への早期の切り替え」とい

う組合要求に対し、区長会側は「業務職給料表に関する皆さんと私どもの考え方には、大きな隔たりがあります」「給料表の構造、給与水準、財政負担等への影響を見定めつつ、業務職給料表の水準見直しに至った考え方を踏まえ、(中略)慎重に検討してまいります。」と、最後の最後まで慎重な姿勢を崩そうとしなかった。

交渉の進展がみられない状況を打破するべく、中央執行委員会での確認の下に支部(総支部)を中心としながら、各区の区長に対して、多種多様化をし、公務としての特殊性や困難性を有する清掃業務への理解を求め、職務に対する職員の奮闘が給与処遇に反映されるような、我われが納得出来る解決策を示すよう迫った一連の要請行動は、要求の前進に向けて本部と支部が連携した取り組みとなった。

区長会は、勧告で示された一時金の勤勉手当からの削減について、「12月支給分の引下げで対応すべき」とし、11月2日の第3回団体交渉では、各特別区の条例改正の日程を理由に一方的に交渉期限を示唆する発言がされた。組合からは、「一時金の支給月数の減を認めたわけではありませんし、交渉スケジュールありきの協議には応じられない」「限られた期間内の合意を求めるならば、私どもの要求を真摯に受け止め、誠実な対応をもって応えられるよう」区長会側に踏み込んだ対応を決断するよう強く求めた。

区長会側が交渉期限を11月19日としたことを受け、わが組合は11月20日の始業時から1時間の実力行使を配置し、実力行使も背景としながら区長会側に解決に向けた具体的な方策を示すよう、専門委員会等で迫った。しかし、区長会側が交渉期限とした11月19日の専門委員会でも具体的な解決策が示されず、「これでは団体交渉を持つ意味すらない。明日は重大な決意で臨むことになる。解決を求めるならば団体交渉までに再考を求める」ことを通告し、ぎりぎりの判断を求めた。

区長会の最終提案の内容と評価

- (1) 11月19日深夜に開催された第4回団体交渉で、区長会側は「昇格や昇給による効果を給与処遇に反映させることを可能にする」ことを趣旨として、保障額表から業務職給料表へ切り替えることを提案してきた。頑なに判断を拒んできた区長会側に最終段階で提案を決断させたことは、区長会側の大きな歩み寄りとして評価できる。
- (2) 全ての級での号給増設を求めたが、一部(3級)のみの増設に止まり、最高号給金額を超えた組合員については、現給保障にとどまることとなり、不満なものである。
- (3) 勧告の扱いについて区長会側は、「民間給与の厳しい状況が職員給与に精確に反映されたものとして、重く受け止めております」とし、業務職給料表の

改定についても「勧告給料表に準じた取扱いにするべきもの」という姿勢を崩せず、勧告通りの提案がされた。

- (4) 人事・任用制度や給与等の改善要求については、組合要求に沿った対応はされず、不満なものである。

区長会最終提案に対する判断について

以上のように、区長会の最終提案については多くの項目で組合要求に応えたものではなく、不満が残るものである。

しかし、今期確定闘争の要求の中心とした「保障額表から現業（業務）職給料表への切り替え」について、組合からの要求に沿った趣旨で区長会に提案を決断させたことは、高く評価できるものである。

交渉の進展がみられず、暫時休会を繰り返しながら深夜に及んだ第2回中央委員会で、区長会提案に対する妥結提案を全体の拍手で承認いただいた。多くの中央委員から保障額表から業務職給料表への切り替え方や、昇給、昇格の給与への反映について質問が出されたが、提案受入れに対する反対の意見は出されなかった。理解しにくい複雑な切り替え方法を含めた詳細については、後日機関会議を開催することでさらに理解を深めることを確認した。

厳しい闘いであった今期確定闘争、最終段階で区長会に決断を迫ることが出来たのは、本部と支部との固い連携の基に取組みを進めたことが結果として実を結んだものである。決起集会を始めとする全体での取り組み、職場での家族を含めた署名やステッカー闘争、各区での要請行動の経験は、今後の取組みに活かしていかなければならない。区長会が交渉期限とした11月19日の翌20日には、始業時からの1時間ストライキを構え、実力行使も背景としながら区長会に最終決断を迫った。

組合要求に応えない多くの項目があったことは、極めて不満が残るものではあるが、今後の課題としてさらに追求を図るものとする。

公務員、とりわけ現業系職員を取り巻く情勢は依然として厳しい。区政の第一線で働く清掃労働者として、公務・公共サービスを守る『現場力』を活かしながら、労働条件の改善や職場闘争の前進に向けて、全組合員が東京清掃労働組合に結集を図り、力強くこれからの闘いを進めることを宣言し、今期賃金確定闘争の区切りとする。

以上

2009年11月20日

東京清掃労働組合